平成２７年（フ）第１００８号
福岡市南区大平寺１丁目５番17号
債務者　遠藤　秀子
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨山　　敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４４２２号
奈良県桜井市大字桜井1259番地　１号館508
債務者　吉川　和寛
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浜田　真樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４２３号
大阪市平野区長吉六反３丁目１番７―601号
債務者　環境本舗ジャパンこと　吉川　仁之
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浜田　真樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６号
兵庫県美方郡香美町香住区若松521番地４、住民票上の住所大阪市北区池田町16番６―704号
債務者　オレンジムースこと　北村　晃一
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　貞夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月19日午後４時40分
5　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第６４８号
仙台市宮城野区田子１丁目25番１―104号
債務者　佐藤　由紀
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐瀬　充洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月１日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２１１号
広島県安芸郡坂町坂西３丁目４番18号
債務者　髙下　翔太
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９６３号
福岡県大野城市横峰１丁目２番27号　セントラル22―201号
債務者　池田　英昭
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　健一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３９６号
福岡市東区多の津５丁目５番８―213号、前住所福岡県糟屋郡志免町別府北２丁目２番１―501号
債務者　樋口　隆宏
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　健一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月19日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４５８号
福岡市西区大字千里437番地
債務者　高橋　　誠
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　　香織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月19日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２２８号
長崎県長崎市三重町273番地１、旧住所長崎県長崎市さくらの里１丁目23番27号
債務者　杉屋登美男
1　決定年月日時　平成27年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　恵梨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１２号
沖縄県石垣市字大浜319番地１　２階
債務者　平良　京子
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２７年（フ）第１９６２号
大阪市浪速区浪速西４丁目１番40―604号
債務者　杉田　知昭
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６６１号
大阪府高槻市牧田町15番１―226号
債務者　田中　充喜
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９３９号
大阪市生野区巽東３丁目２番12―301号、前住所大阪府東大阪市高井田西５丁目４番24―1403号
債務者　松尾　貴重
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０２２号
大阪市平野区平野西２丁目１番10号　平野西ロイヤル201
債務者　八栄住設こと　八木　邦浩
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２１６号
大阪市城東区東中浜２丁目２番９―205号、前住所愛知県半田市宮本町６丁目212番地の11
債務者　齋藤　勇弥
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２５２号
大阪市港区磯路２丁目３番13号
債務者　小村　清彦
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部